

平成30年9月13日

小田原市長 加藤 憲 一 様

小田原市国民健康保険運営協議会
会 長 露 木 康 男

平成30年8月23日開催の平成30年度小田原市国民健康保険運営協議会第2回協議会の概要を次のとおり報告します。

1 日 時 平成30年8月23日（木） 午後2時30分から午後3時15分まで

2 場 所 小田原市役所 3階 議会全員協議会室

3 出席者 委 員 関 野 次 男
" 長 嶋 美 佳
" 早 野 和 夫
" 川 崎 龍 一
" 夏 目 宗 治
" 熊 井 佳 子
" 八ッ橋 良 三
" 市 川 昭 維 子（副会長）
" 岸 宏 祐
" 露 木 康 男（会長）
" 内 田 浩

事務局	福祉健康部長	神 名 部 耕 二
	福祉健康部副部長	杉 崎 智
	保険課長	倉 橋 亮
	保険課副課長	山 崎 か お り
	保険課副課長	岡 田 夏 十

保険課保険料係長	八 田 善 幸
保険課保険料係長	鈴 木 悟
保険課主査	小 沼 久 晃

欠席者 委 員 秋 山 道 江
委 員 鈴 木 正 彦

傍聴者 なし

4 会長の選任

(1) 座長について

本来であれば、会議の座長は会長が務めることになっているが、安川会長の退任に伴い会長が不在となったため、しばらくの間、露木副会長が座長を務めることとなった。

(2) 会長の選出方法について

会長の選出方法について、次のとおり事務局から説明があった。

- ・会長の選出については、国民健康保険法施行令第5条において、公益代表委員の中から全委員の選挙により会長を選出することとなっている。
- ・選挙の方法は、投票によるものと、特定の者をあらかじめ指名し会議に諮り、出席者全員の同意があった場合に限り、その者を当選人とする指名推選によるものがある。

座長より、指名推選の方法で行いたいと提案があり、異議なしとされたので、指名推選を行った。

(3) 会長の選出結果

市川委員から露木副会長を会長に推薦する発言があり、座長が指名について全委員に諮ったところ、異議なしとされたため、会長に露木委員が選出された。

(4) 副会長の選出

- ・露木副会長が会長に選出されたことから、副会長が不在となったため副会長の選出を行うこととなった。

(5) 副会長の選出方法について

副会長の選出方法について、次のとおり事務局から説明があった。

- ・副会長の選出については、国民健康保険法施行令第5条第2項において、同条第1項の規定に準じて副会長を選出することになっている。
- ・選挙の方法は、投票によるものと、特定の者をあらかじめ指名し会議に諮り、出席者全員の同意があった場合に限り、その者を当選人とする指名推選によるものがある。

座長より、指名推選の方法で行いたいと提案があり、異議なしとされたので、指名推選を行った。

(6) 副会長の選出結果について

関野委員から市川委員を副会長に推薦する発言があった。座長が指名について全委員に諮ったところ、異議なしとされたため副会長に市川委員が選出された。

5 議題

(1) 協議事項

協議第2号 平成30年度小田原市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について

協議第3号 平成29年度小田原市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて

協議第4号 平成29年度小田原市国民健康保険診療施設事業特別会計決算見込みについて

(2) その他

6 会議の概要

(1) 協議事項

- ・協議第2号 平成30年度小田原市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について

説明（事務局が資料1に基づき説明）

質疑等 なし

協議第2号について、原案どおり了承された。

・協議第3号 平成29年度小田原市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて
説明 (事務局が資料2に基づき説明)

質 疑 等

内田委員

資料の6ページの前期高齢者納付金等について、前年度より決算見込額が大幅に増加しているが、都道府県単位化など何か要因があるのか。

事務局

都道府県単位化の影響が出るのは平成30年度からである。平成30年度から前期高齢者納付金等については、都道府県での精算になり市からの支払いはなくなるものである。これについては、国において全体的に調整する仕組みであり、前々年度の経費を基に算定されていることから増減がでてくるものである。全国の平均で諸係数が決定されるため、少し係数が変わるだけでも小田原市では大きな動きとなってしまう。これは、前期高齢者の人数と被保険者数の比率によって算定されるが、被保険者数の減少によってこの比率が変わることにより、大きく伸びてしまっている。

内田委員

国が当初賦課する額がざっくりとした計算のため、多くかかってしまい精算額がこの金額であるという理解でよいか。

事務局

そういったこともありますが、予算編成の段階で算式が示され、その算式に基づいて計算するものの、例年、そこと差が出てしまっている。特に、精算分については年度が変わってから通知が来るため、金額に差が出てくることがある。

内田委員

我々、保険者も国の賦課額がざっくりしているため、精算時にずれることがあり支出が変わって困ってしまうことがある。小田原市においては、その影響が大きいものと感じた。

長嶋委員

出産育児諸費について、現状42万円の給付がなされているが、支給件数が138件ということは138人ということで、もちろんこれに該当しない方も

いると思いますが、そうするとお子さんが1か月あたり11.5人くらい小田原市では生まれているが、他市ではどのような状況なのか。

次に、葬祭諸費について、支給件数が276件となっているが、葬祭費は一律5万円給付されるものか。

最後に、移送費について、支給件数が1件あるがこれについては、どのような場合に支出がなされるのか。

事務局

出産育児諸費については、端数があるが1件あたりは約42万円となっている。件数については、国保加入者で出産した人数であり、市全体で見れば社会保険に加入している方のほうが多いため、出産されている方の一部である。各市の状況については、改めて資料をお示ししたい。

葬祭費については、喪主の方などに一律5万円支給している。

移送費については、医療上、どうしても必要な場合に別の医療機関に移動する際にかかった経費に対して支出するものである。

露木会長

小田原市では、年間1,400人から1,500人くらいの出生があるのか。

事務局

数年前では、1,400人ほどであったが現状では1,200人ほどである。

露木会長

保険給付費の減少については、後期高齢者への移行による被保険者数の減少が要因との説明があったが、一方で後期高齢者支援金等が増加していないのはなぜか。

事務局

後期高齢者支援金等についても、国が示す料率により決まるものであり、後期高齢者の増減など各市の現状も影響するが、支援金として一度全国的にプールする形の中で、一定率になる関係もあり若干の増減が出ている。このまま後期高齢者が増えていけば、支出が増えていくという傾向は変わらないが、単年度で見ると増減がある。

協議第3号について、原案どおり了承された。

- ・ 協議第4号 平成29年度小田原市国民健康保険診療施設事業特別会計決算見込みについて

説明 (事務局が資料3に基づき説明)

質疑等

露木会長

受診件数の状況は、ここ数年減少傾向か。

事務局

手元のデータが平成24年度からであるが、平成24年度からは毎年減少している状況である。

露木会長

小田原市立病院の建て替えの新聞記事が出ていたが、片浦診療所の建て替えなど今後の方向性はあるのか。

事務局

片浦診療所は昭和31年に建設され、既に60年以上が経過している。市の公共施設については最大で70年の利用を想定しており、それを踏まえれば、あと10年ほどである。現在、様々な検討を行っているが、現時点でお示しできるものはない。

協議第4号について、原案どおり了承された。

(4) その他

事務局

次回開催は平成30年11月15日(木)もしくは22日(木)の午後で予定している。日程を調整し決まり次第通知を送付する。

以上